

2020年10月10日

～毎月10日は人権を考える日～

「令和元年度 人権問題に関する市民意識調査」より（その2）

今回の意識調査で気になるデータがありました。平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の認知度が、「若年層ほど低い」という結果が出ました。

＜差別解消に関する法律が施行されたことを「知らない」割合＞（％）

年 代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
障害者差別解消法	51.2	72.3	56.4	50.8	47.8	39.9
ヘイトスピーチ解消法	53.5	67.5	45.5	45.9	39.1	47.5
部落差別解消推進法	62.8	72.3	50.0	54.1	40.6	32.8

全世代の回答では、差別解消に関する法律について、三法とも「知らない」が約5割、「聞いたことがある」が約4割、「内容も知っている」が約1割と、同じような認知傾向を示しています。そして、三法とも「30歳代の認知度が一番低い」という結果です。

若い年代層の差別解消に関する意識が低いという傾向は、日本各地で行われた意識調査においても確認されています。

その原因としては、次のようなことが考えられます。

- ・ 学校教育やPTA活動において、フィールドワークや聞き取りなど、具体的な人や地域と出会う教育実践が行われなくなった。
- ・ 「差別はいけない」という一般的な知識はもっているが、「現状を変えよう」など、積極的に差別をなくしていこうとする姿勢が弱い。

また、残念ながら、意識調査では、若年層の7割が「人権・同和教育の研修会などに参加したことがない」と回答しています。

西条市では、これからも魅力ある啓発活動の場や内容を工夫して、「あなたも私も幸せに暮らせる人権文化の花が咲くふるさとづくり」に努めていきます。